

第45号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第5条第2項中「別表第1」を「別表」に改める。

第8条第1項第3号中「別表第1の39の項から54の項まで」を「別表40の項から55の項まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 戸籍に関し法律で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができる旨の規定がある場合の証明及びこれと同一目的に使用するための住民票の写しの交付については、手数料を免除する。

第8条第3項中「別表第1の39の項から54の項まで」を「別表40の項から55の項まで」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第2条、第5条、第8条関係）

| 項 | 手数料を徴収する事務 | 単位 | 手数料の金額 |
|---|---|------------------------------|--------|
| 1 | 税務関係各種証明及び公図、土地閲覧台帳又は家屋閲覧台帳の閲覧 | 1件につき | 200円 |
| 2 | 地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧（同法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）及び同法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項その他固定資産税に係る事項の証明 | 6筆又は6棟ごとにつき（償却資産については、1件につき） | 200円 |
| 3 | 地方税法第387条第1項に規定する土地名寄帳又は家屋名寄帳の閲覧（地方税法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合を除く。）又は証明 | 1納税義務者につき | 200円 |
| 4 | 固定資産課税台帳に登録がないことの証明 | 1件につき | 200円 |
| 5 | 住宅用家屋の証明 | 1件につき | 1,300円 |
| 6 | 地方税法第20条の10に規定する納税証明書の交付 | 1件につき | 200円 |

| | | | |
|-----|--|-------------|-------------|
| 7 | 住民基本台帳の閲覧、住民票（除票を含む。）の写しの交付（広域交付を含む。）及び印鑑登録証明その他の各種証明 | 1 件につき | 2 0 0 円 |
| 8 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 7 条第 1 項に規定する通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。） | 1 件につき | 5 0 0 円 |
| 9 | 番号法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの再交付（個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合又は国外転出により返納した場合の再交付を除く。） | 1 件につき | 8 0 0 円 |
| 1 0 | 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 1 通につき | 4 5 0 円 |
| 1 1 | 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 | 1 通につき | 7 5 0 円 |
| 1 2 | 戸籍に記載した事項に関する証明 | 証明事項 1 件につき | 3 5 0 円 |
| 1 3 | 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 | 証明事項 1 件につき | 4 5 0 円 |
| 1 4 | 戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の書類に記載した事項の証明書の交付 | 1 通につき | 3 5 0 円 |
| 1 5 | 前項の届出のうち婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書の交付で法務省令で定める様 | 1 通につき | 1 , 4 0 0 円 |

| | | | |
|-----|--|---------|---|
| | 式による上質紙を用いる場合 | | |
| 1 6 | 戸籍法第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の書類の閲覧 | 1 件につき | 3 5 0 円 |
| 1 7 | 道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 3 4 条第 2 項（同法第 7 3 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく自動車の臨時運行の許可 | 1 車両につき | 7 5 0 円 |
| 1 8 | 認可地縁団体印鑑登録証明 | 1 件につき | 2 0 0 円 |
| 1 9 | 狂犬病予防法第 4 条第 2 項の規定に基づく犬の登録手数料 | 1 頭につき | 3, 0 0 0 円 |
| 2 0 | 狂犬病予防法第 5 条第 2 項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料 | 1 頭につき | 5 5 0 円 |
| 2 1 | 狂犬病予防法施行令第 1 条の 2 の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料 | 1 頭につき | 1, 6 0 0 円 |
| 2 2 | 狂犬病予防法施行令第 3 条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料 | 1 頭につき | 3 4 0 円 |
| 2 3 | 鳥獣飼養登録票の交付若しくは再交付又は更新 | 1 件につき | 3, 4 0 0 円 |
| 2 4 | 化製場等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 4 0 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく化製場の設置許可 | 1 件につき | 2 2, 0 0 0 円 |
| 2 5 | 化製場等に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく死亡獣畜取扱場（第 8 条準用施設を含む。）の設置許可 | 1 件につき | 1 4, 0 0 0 円 |
| 2 6 | 化製場等に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可 | 1 件につき | 8, 0 0 0 円 |
| 2 7 | 道路台帳及び官民境界を確定するための資料の写しの交付 | 1 件につき | 2 0 0 円（カラーで複写され、又は出力されたものが含まれる場合にあっては、4 0 0 円） |
| 2 8 | 土木関係各種証明 | 1 件につき | 2 0 0 円 |

| | | | |
|----|--|---|--------|
| 29 | 埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）に基づく屋外広告物許可 | | |
| | (1) 広告塔又は広告板 | 1平方メートルにつき（ただし、1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとする。） | 350円 |
| | (2) 紙製又は布製の立看板 | 1個につき | 170円 |
| | (3) 前号に規定するもの以外の立看板 | 1個につき | 350円 |
| | (4) 掛看板 | 1個につき | 700円 |
| | (5) 広告幕（つり下げを含む。） | 1張につき | 350円 |
| | (6) 広告旗 | 1本につき | 350円 |
| | (7) 電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告（はり紙及びはり札を除く。） | 1個につき | 350円 |
| | (8) 標識利用広告 | 1個につき | 170円 |
| | (9) アドバルーン | 1個につき | 1,750円 |
| | (10) アーチ利用広告 | 1基につき | 3,500円 |
| | (11) はり紙 | 50枚につき （ただし、50枚未満の場合は、50枚とする。） | 350円 |
| | (12) はり札 | 10枚につき （ただし、10枚未満の場合は、10枚とする。） | 350円 |
| | (13) 自動車利用広告 | | |
| | ア 広告宣伝用自動車を利用するもの | 1台につき | 2,000円 |
| | イ アに規定するもの以外のもの | 1台につき | 800円 |

| | | | |
|-----|---|--|---|
| 3 0 | 優良宅地造成認定の申請に対する審査 (1) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール未満のもの (2) 造成宅地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの (3) 造成宅地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの (4) 造成宅地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの (5) 造成宅地の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの (6) 造成宅地の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの (7) 造成宅地の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの (8) 造成宅地の面積が10ヘクタール以上のもの | 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき | 86,000円 130,000円 190,000円 260,000円 390,000円 510,000円 660,000円 870,000円 |
| 3 1 | 優良宅地認定証明の申請に対する審査 | 1件につき | 86,000円 |
| 3 2 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査 (1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為 ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの | 1件につき 1件につき 1件につき | 8,600円 22,000円 43,000円 |

| | | |
|--|-------|----------|
| エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの | 1件につき | 86,000円 |
| オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの | 1件につき | 130,000円 |
| カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの | 1件につき | 170,000円 |
| キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの | 1件につき | 220,000円 |
| ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの | 1件につき | 300,000円 |
| (2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 | | |
| ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの | 1件につき | 13,000円 |
| イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの | 1件につき | 30,000円 |
| ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの | 1件につき | 65,000円 |
| エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの | 1件につき | 120,000円 |
| オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの | 1件につき | 200,000円 |
| カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの | 1件につき | 270,000円 |
| キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの | 1件につき | 340,000円 |
| ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの | 1件につき | 480,000円 |

| | | | |
|----|--------------------------------------|-------|---|
| | (3) その他の開発行為 | | |
| | ア 開発区域の面積が0.1ヘクタール未満のもの | 1件につき | 86,000円 |
| | イ 開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの | 1件につき | 130,000円 |
| | ウ 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの | 1件につき | 190,000円 |
| | エ 開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの | 1件につき | 260,000円 |
| | オ 開発区域の面積が1ヘクタール以上3ヘクタール未満のもの | 1件につき | 390,000円 |
| | カ 開発区域の面積が3ヘクタール以上6ヘクタール未満のもの | 1件につき | 510,000円 |
| | キ 開発区域の面積が6ヘクタール以上10ヘクタール未満のもの | 1件につき | 660,000円 |
| | ク 開発区域の面積が10ヘクタール以上のもの | 1件につき | 870,000円 |
| 33 | 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査 | 1件につき | 次に掲げる額を合計した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。 |
| | (1) 開発行為に関する設計の変更（次号のみに該当する場合を除く。） | 1件につき | 開発区域の面積（次号に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前項金額の欄に定める |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | (2) 新たな土地の開発区域への編入に係る同法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更 (3) その他の変更 | 1件につき 1件につき | 額に10分の1を乗じて得た金額 新たに編入される開発区域の面積に応じ、前項金額の欄に定める金額 10,000円 |
| 34 | 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請 | 1件につき | 46,000円 |
| 35 | 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請 | 1件につき | 26,000円 |
| 36 | 都市計画法第43条の規定に基づく建築等の許可の申請 (1) 敷地の面積が0.1ヘクタール未満のもの (2) 敷地の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの (3) 敷地の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの (4) 敷地の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの (5) 敷地の面積が1ヘクタール以上のもの | 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき | 6,900円 18,000円 39,000円 69,000円 97,000円 |
| 37 | 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請 (1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの | 1件につき | 1,700円 |

| | | | |
|----|--|---------|---------|
| | (2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの | 1件につき | 2,700円 |
| | (3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、前2号以外のもの | 1件につき | 17,000円 |
| 38 | 都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 | 用紙1枚につき | 470円 |
| 39 | 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく都市計画法第29条第1項及び第2項、第35条の2第1項、第41条第2項、第42条第1項又は第43条第1項の規定に適合していることを証する書面の交付 | 1件につき | 6,000円 |
| 40 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく建築物に関する確認の審査 | | |
| | (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの | 1件につき | 7,000円 |
| | (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 1件につき | 14,000円 |
| | (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 1件につき | 24,000円 |
| | (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 1件につき | 31,000円 |
| | (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 58,000円 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| | <p>トルを超え1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの</p> | <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> | <p>78,000円</p> <p>235,000円</p> <p>420,000円</p> |
| 4 1 | <p>建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく建築物に関する計画の構造計算適合性判定に係る部分の審査</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 構造計算が建築基準法第20条第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われるもの</p> | <p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p> | <p>171,480円</p> <p>118,560円</p> |
| 4 2 | <p>建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条第1項又は第18条第3項の規定に基づく工作物に関する確認</p> <p>(1) 工作物を築造する場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(2) 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合</p> | <p>一の工作物につき</p> <p>一の工作物につき</p> | <p>12,000円</p> <p>5,000円</p> |
| 4 3 | <p>建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査（同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合以外）</p> <p>(1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>14,000円</p> |

| | | | |
|----|---|-------|----------|
| | の | | |
| | (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 1件につき | 17,000円 |
| | (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 1件につき | 24,000円 |
| | (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 1件につき | 35,000円 |
| | (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 59,000円 |
| | (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 82,000円 |
| | (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 208,000円 |
| | (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | 1件につき | 331,000円 |
| 44 | 建築基準法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物に関する完了検査（同法第7条の3第5項又は第18条第21項の中間検査合格証の交付を受けた建築物を含む申請の場合） | | |
| | (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの | 1件につき | 12,000円 |
| | (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 1件につき | 15,000円 |
| | (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 1件につき | 23,000円 |

| | | | |
|----|--|----------|----------|
| | (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 1件につき | 33,000円 |
| | (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 57,000円 |
| | (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 77,000円 |
| | (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 191,000円 |
| | (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | 1件につき | 315,000円 |
| 45 | 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく工作物に関する完了検査 | 一の工作物につき | 12,000円 |
| 46 | 建築基準法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく建築物に関する中間検査 | | |
| | (1) 床面積の合計（市長が別に定める算定方法によって算定したものをいう。以下この項において同じ。）が30平方メートル以内のもの | 1件につき | 13,000円 |
| | (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの | 1件につき | 17,000円 |
| | (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの | 1件につき | 23,000円 |
| | (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 1件につき | 31,000円 |
| | (5) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 52,000円 |

| | | | |
|----|---|----------|---|
| | (6) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 72,000円 |
| | (7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 165,000円 |
| | (8) 床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | 1件につき | 261,000円 |
| 47 | 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第4項又は第18条第20項の規定に基づく工作物の中間検査 | 一の工作物につき | 12,000円 |
| 48 | 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物建築許可 | 1件につき | 120,000円 |
| 49 | 建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建築物の特例認定 | 1件につき | 建築物の数が2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 50 | 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定 | 1件につき | 建築物（既存建物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 51 | 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の | 1件につき | 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以 |

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| | 建築物の建築認定 | | 下この項において同じ。)の数が1である場合にあっては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 5 2 | 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等による認定取消し | 1件につき | 6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額 |
| 5 3 | 建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定 | 1件につき | 27,000円 |
| 5 4 | 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく全体計画の認定 | 1件につき | 27,000円 |
| 5 5 | 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定 | 1件につき | 27,000円 |
| 5 6 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定(変更を含む。)又は廃止の申請に対する審査 | 1件につき | 50,000円 |
| 5 7 | 建築基準法第43条第2項第1号に規定する建築物の敷地と道路との関係の特例に係る認定 | 1件につき | 27,000円 |
| 5 8 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定に係る図面の写しの交付 | 1件につき | 400円 |
| 5 9 | 建築基準法施行規則(昭和25年建 | 1件につき | 400円 |

| | | | |
|----|---|-------|--|
| | 設省令第40号)第11条の4第1項に規定する建築計画概要書(当該建築計画に係る建築基準法令による処分等の概要書を含む。)等の写しの交付 | | |
| 60 | 建築基準法第12条第8項に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付 | 1件につき | 400円 |
| 61 | 優良住宅新築認定 | | |
| | (1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以内のもの | 1件につき | 6,200円 |
| | (2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 1件につき | 8,600円 |
| | (3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 13,000円 |
| | (4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 1件につき | 35,000円 |
| | (5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの | 1件につき | 43,000円 |
| 62 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅普及促進法」という。)の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に関する審査 | | |
| | (1) 長期優良住宅普及促進法第6条第1項に規定する認定基準に適合するものとして住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が発行する認定基準に適合することを証する適合証を添付した長期優良住宅普及促進法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請 | 1件につき | 新築の場合は6,000円、増築又は改築の場合は10,000円。ただし、長期優良住宅普及促進法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けることの申出(以下この |

| | | |
|--|--------------|--|
| <p>に係る審査（以下「認定審査」という。）のうち、一戸建ての住宅のもの</p> | | <p>項において「審査申出」という。）を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>(2) 前号に規定する適合証の添付した認定審査のうち、共同住宅又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>新築の場合は13,000円、増築又は改築の場合は21,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>(3) 住宅品質確保促進法第6条第1項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅普及促進法第6条第1項に掲げる基準に適合しているものに限る。）の写しを添付した認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>(4) 前号に規定する設計住宅性能評価書の写しを添付した認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>72,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>(5) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、一戸建ての住宅のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>新築の場合は57,000円、増築又は改築の場合は85,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| | <p>(6) 第1号に規定する適合証又は第3号に規定する設計住宅性能評価書の写しの添付がない認定審査のうち、共同住宅等の床面積の合計が500平方メートル以下のもの</p> <p>(7) 長期優良住宅普及促進法第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更に係る認定審査</p> <p>(8) 長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人の決定に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定審査</p> <p>(9) 長期優良住宅普及促進法第10条に規定する地位の承継の承認審査</p> | <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> | <p>に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>新築の場合は127,000円、増築又は改築の場合は194,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>2,200円</p> <p>2,200円</p> |
| 63 | <p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付</p> | | <p>次に掲げる額を合計した額（第3号及び第4号を除く。）</p> |

| | | |
|---|--------|---|
| された場合に対する審査 | | |
| (1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下アからオまでにおいて「申請住戸数」という。）が1戸のもの | 1 件につき | 5, 000 円 |
| イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの | 1 件につき | 10, 000 円 |
| ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの | 1 件につき | 18, 000 円 |
| エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの | 1 件につき | 31, 000 円 |
| オ 申請住戸数が25戸を超えるもの | 1 件につき | 52, 000 円 |
| (2) 住宅用途を含む建築物（住戸部分を除く。）及び非住宅建築物について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの | 1 件につき | 10, 000 円 |
| イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの | 1 件につき | 31, 000 円 |
| (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。） | 1 件につき | 前2号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額 |
| (4) 前3号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査 | 1 件につき | 前3号の手数料の金額の欄に定める額に40の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、41の項 |

| | | | の各号に規定する手数料の額を更に加算した額 |
|-----|--|--------|----------------------------|
| 6 4 | <p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（前項以外のもの）に対する審査</p> <p>(1) 住宅用途を含む建築物の住戸部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅及び申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（イからオまでにおいて「申請住戸数」という。）が1戸のもの</p> <p>イ 申請住戸数が1戸を超え5戸以内のもの</p> <p>ウ 申請住戸数が5戸を超え10戸以内のもの</p> <p>エ 申請住戸数が10戸を超え25戸以内のもの</p> <p>オ 申請住戸数が25戸を超えるもの</p> <p>(2) 共同住宅の共用部分の床面積の合計が100平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（次号に掲げる場合を除く。）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（</p> | | 次に掲げる額を合計した額（第5号及び第6号を除く。） |
| | | 1 件につき | 38,000円 |
| | | 1 件につき | 66,000円 |
| | | 1 件につき | 96,000円 |
| | | 1 件につき | 140,000円 |
| | | 1 件につき | 203,000円 |
| | | 1 件につき | 111,000円 |
| | | 1 件につき | 250,000円 |
| | | 1 件につき | 412,000円 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| | <p>市長が別に定める場合に限る。) については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p> | <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> | <p>91,000円</p> <p>158,000円</p> <p>前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額</p> <p>前各号の手数料の金額の欄に定める額に40の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、41の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額</p> |
| 65 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> | <p>1件につき</p> | <p>次に掲げる額を合計した額（第5号を除く。）</p> <p>5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の</p> |

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき

各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき

23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき

11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき

31,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

| | | |
|--|--------------|--|
| <p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> | | |
| <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | | |
| <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> | | |
| <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する</p> |

| | | | |
|--|--|--------------|---|
| | <p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>手数料の額を加算した額とする。</p> <p>267,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| | <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>432,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| | <p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> | <p>1件につき</p> | <p>102,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |

| | | | |
|----|---|--|---|
| | <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> | <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> | <p>171,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、40の項又は41の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> |
| 66 | <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メー</p> | <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> | <p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>5,000円</p> <p>11,000円</p> <p>23,000円</p> |

| | | |
|--|-------|----------|
| トル以内のもの | | |
| ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 1件につき | 11,000円 |
| (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 1件につき | 31,000円 |
| (2) 前号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの | | |
| ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 1件につき | 40,000円 |
| (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 1件につき | 44,000円 |
| イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 1件につき | 80,000円 |
| (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 1件につき | 135,000円 |
| (3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの | | |
| ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次 | | |

| | | |
|---|-------|----------|
| に定める額 | | |
| (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの | 1件につき | 20,000円 |
| (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 1件につき | 22,000円 |
| イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 1件につき | 38,000円 |
| (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 1件につき | 66,000円 |
| (4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 1件につき | 267,000円 |
| イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 1件につき | 432,000円 |
| (5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 | | |
| ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 1件につき | 102,000円 |
| イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの | 1件につき | 171,000円 |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月6日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）の施行に伴い、今後における法律の制定及び改廃に迅速に対応し、並びに条文を整理するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。